

学校プールと水泳授業のあり方検討について

1 検討の趣旨

学校教育における水泳授業は、水に親しみながら水泳系で求められる身体能力や、水難事故から身を守るための思考力を身に付けるために必要なものである。

しかし、学校プールにおいては、猛暑による水泳授業の中止や児童生徒の泳力差に対応する指導員の不足等により、安全を確保しながら計画的に授業を実施することが困難になっている。設備の維持・改修に係る財政的負担の増嵩に加え、学校プールの管理業務が教員等にとって過度な負担につながっているとして、令和6年7月には、文部科学省より「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」が発出された。

様々な課題が顕在化している状況を踏まえ、児童生徒に対する安全・安心な水泳授業の提供を持続可能なものとするため、本市における学校プールと水泳授業に関する現状と課題を整理し、その基本的な方針を検討するものである。

2 検討の進め方

「学校プールと水泳授業のあり方検討会議（仮称）」（小・中学校関係者、中体連関係者等で構成。以下、「検討会議」という。）を設置し、検討を行う。検討会議では、保護者代表や学識者等を招聘し、意見聴取を行う。

3 実証事業

民間事業者のプール施設の活用等、水泳授業のあり方として想定される手法について、市内小中学校において試行的に実施し、効果や課題について検証を行う。

4 検討スケジュール（予定）

令和7年5月	第1回検討会議開催（以降随時開催）
令和7年6月	実証事業開始
令和7年10月	方針中間案作成、パブリックコメント実施
令和8年3月	方針策定